平成２６年第１回

おいらせ町議会定例会

会議録第３号

おいらせ町議会　平成２６年第１回定例会記録

おいらせ町議会　　平成２６年第１回定例会記録				
招集年月日	平成２６年３月６日（木）			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開　　会	平成２６年３月１２日　午前１０時００分　議長宣告			
散　　会	平成２６年３月１２日　午後　２時３５分　議長宣告			
応招議員	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
	１番	髙　坂　隆　雄	２番	田　中　正　一
	３番	平　野　敏　彦	４番	楯　山　　忠
	５番	日野口　和　子	６番	川　口　弘　治
	７番	袴　田　信　男	８番	沼　端　　務
	９番	吉　村　敏　文	１０番	澤　頭　好　孝
	１１番	立　花　國　雄	１２番	柏　﨑　利　信
	１３番	西　舘　秀　雄	１４番	松　林　義　光
	１５番	馬　場　正　治	１６番	佐々木　光　雄
不応招議員	なし			
出席議員	１６名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
	町　　長	成　田　　隆	副　町　長	西　館　芳　信
	分庁サービス課長	澤　上　　訓	総　務　課　長	松　林　由　範
	環境保健課長	小　向　道　彦	企画財政課長	小　向　仁　生
	介護福祉課長	松　林　泰　之	行政管財課長	田　中　富　栄
	農林水産課長	泉　山　裕　一	まちづくり防災課長	中　野　重　男
	商工観光課長	澤　田　常　男	税　務　課　長	松　林　光　弘
	教　　育　　長	袴　田　健　志	教育委員会委員長	加　藤　正　志
	町　民　課　長	柏　崎　正　光	学　務　課　長	堤　　克　人
	地域整備課長	倉　舘　広　美	社会教育・体育課長	北　向　　勝
	会　計　管　理　者	柏　崎　尚　生	農業委員会会長	中川原　卓　雄
	農業委員会事務局長	泉　山　裕　一	選挙管理委員会委員長	磯　沼　寛　二
	選挙管理委員会事務局長	田　中　富　栄	病　院　事　務　長	山　崎　悠　治
	監査委員事務局長	袴　田　光　雄	監　査　委　員	名古屋　誠　一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	袴田光雄	事務局次長	小向正志
	臨時職員	坂井田五月		

町長提出議案の題目	1　議案第11号　八戸圏域定住自立圏形成協定の変更について
	2　議案第12号　青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
	3　議案第13号　平成２５年度おいらせ町一般会計補正予算（第７号）について
	4　議案第14号　平成２５年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
	5　議案第15号　平成２５年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）について
	6　議案第16号　平成２５年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）について
	7　議案第17号　平成２５年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について
	8　議案第18号　平成２５年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
	9　議案第19号　平成２５年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
	10　議案第20号　平成２５年度おいらせ町病院事業特別会計補正予算（第２号）について
議員提出議案の題目	

開　　議	午前１０時００分
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 １３番　　西　館　秀　雄　議員 １４番　　松　林　義　光　議員

議　　案　　の　　経　　過		
日　　程	発言者	発言者の要旨
	事務局長 （袴田光雄君）	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
会議成立 開議宣告	佐々木議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、９番吉村敏文議員は所用のため若干おくれるとの申し出がありましたので、報告いたします。 （開会時刻　午前１０時００分）
	佐々木議長	昨日までの審議は、議案第１０号、平成２５年度おいらせ町病院事業会計未処分利益余剰金の処分についてまでの審議が終わっております。 よって、本日は、議案第１１号、八戸圏域定住自立圏形成協定の変更についてから審議を行うことになります。 これから議事に入ります。
	佐々木議長	日程第１、報告第１１号、八戸圏域定住自立圏形成協定の変更

		についてを議題といたします。 　当局の説明を求めます。 　企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長 （小向仁生君）	議案第１１号につきまして、ご説明申し上げます。 　議案書の３０ページから３３ページになります。 　本案は、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第２条の規定により、平成２１年9月２４日に八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定について、連携する取り組みの見直し、その他所要の変更をするために提案するものであります。 　それでは、主な変更の内容についてご説明申し上げます。 　第１条では、ドクターカーを既に導入しているため、原協定の第３条第１号中の「新たにドクターカーを導入する」を「ドクターカーを運行する」に改め、甲である八戸市の役割のうちドクターカーの導入に要する費用負担を削除し、「ドクターカーの維持管理を乙及び関係町村と共同して行い、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する」と改めるものであります。 　第２条では、周産期医療機器の整備の完了に伴い、原協定の第３条第１号中の「周産期医療施設である八戸市立市民病院及び五戸総合病院の産科機能を維持・充実させるとともに」を削除して、あわせて甲の役割として「八戸市立市民病院における地域周産期母子医療センターの機能充実に際しての必要な負担をする」を削除し、「乙に対して、ハイリスク妊婦及びハイリスク新生児の円滑な受け入れに必要な情報を提供する」に改めるものであります。 　第３条では、原協定第３条第１号中の福祉分野において「高齢者福祉合同研修会」を「高齢者福祉合同研修会等」に、それから「発達障がいに関する」を「障がい者福祉サービスの向上に資する」に、さらに「発達障がい合同研修会」を「障がい者福祉合同研修会」に、さらに法律の改正に伴い「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、あわせて「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものであります。 　また、原協定の第３条第２号中の「デジタルディバイドの解消に向けたＩＣＴインフラの整備及び利活用について」は、既に事業が完了したことから関係する項目を全て削除し、地域内外の住

		民の交流移住促進の「甲の東京事務所を活用した地域の情報の発信」を「移住の促進」にした上で、甲の役割をそれぞれ変更するものであります。 　第４条では、圏域全体としてグリーン・ツーリズムを推進していくことを目的に、原協定の第３条第２号のウの（イ）をこれまでの「空き家バンクを活用した移住促進」から「グリーン・ツーリズムの促進」に改め、取り組みの内容と甲の役割と乙の役割をそれぞれ改めるものであります。 　最後に、第５条では原協定の第３条第２号中のウをイとし、エをウとし、同条第３号中の「八戸大学」を「八戸学院大学」に改めるものであります。 　なお、本協定は本日議会の議決を経た上で、来る３月２０日に甲である八戸市と締結する予定であります。 　以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 　これから質疑を行います。 　質疑ございませんか。 　３番、平野敏彦議員。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 　この説明資料のほうに対比で載っていますけれども、用語が今言った意味で非常に、どういうふうな意味かなというものも、ちょっと理解できませんけれども、ちょっとお伺いしますが、この説明の中でグリーン・ツーリズムの文言がありますが、これらについては、この定住自立圏の枠の中に当町も入っているわけですが、当町のかかわりというのは、このグリーン・ツーリズムの中で、どういうふうに位置づけられて、どういうふうに果たす役割というのがあるんですか。それとも、その事業にどういうふうなものが今年度事業に盛られているとか、そういうふうなものがあれば紹介をいただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 　商工観光課長。

答弁	商工観光課長 （澤田常男君）	ただいまの質問にお答えいたします。 グリーン・ツーリズムに関しましては、２１年度に協定を結んだ中では、おいらせ町は入っておりません。２５年度までの計画で１市４町、八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町の１市４町で、これまでやられてきた事業でございまして、２６年度以降の新たな協定を締結した後の計画の中では、圏域全体で取り組もうということで、具体的な事業につきましては２６年度以降の協議になるかと思います。 以上で答弁を終わります。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	今年度、そうすると新年度で圏域全体が、その区域内になるというふうなことで、いろいろなこれからの新年度で取り組み方、そういうふうなものを協議していくというふうなことになろうかというふうな形で理解しますけれども、では例えば当町にあっては、そのグリーン・ツーリズム、これは体験型の、たしか農業体験とか、さまざまなものが組み入れられるものというふうな形で理解しておりますけれども、おいらせ町にあっては例えば今言った現在の１市４町の場合ですと、ほとんど果樹栽培とか、そういうふうなものの地区がこの対象になっているんですけれども、当町にあっては畑作が農業の場合ですとほとんど中心で、しかも生産作物が重量野菜が多いわけで、そういうふうなものからいっても、このグリーン・ツーリズムの受け入れ、そういうふうな体制が構築できるのかというふうな危惧をするわけですが、私は逆にそういうふうなハードな部分を売りにしてやるのも１つの手かなと思っておりますが、この辺、町としてどういうふうな形で２６年度以降、このグリーン・ツーリズム体制を確立しようとするのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 農林水産課長。
答弁	農林水産課長 （泉山裕一君）	この間行われた課長会議の中で出てきた案があるんですけれども、まず農家民泊に限ることはないだろうということで、各市町

		村がお持ちになっている自然との触れ合い、もしくは観光というのもございます。それらとかけ合わせていくのも１つのグリーン・ツーリズムの進め方だろうと。 　あと、それからもう一つあるのは、ものづくりというものもございます。例に挙げればそば打ち、そのほか、ほかの市町村ではいろいろなものづくりをやっていると思います。当町なんかですと、可能であれば漁業に携わる部分、ブルー・ツーリズムだと思いますが、それと似たようなこともできないのかというので、八戸さんとかうちのおいらせ町、階上町なんかを含めて行うことも考えられるだろうということも意見として出ていましたので、この辺の部分、ハードというよりもソフトの部分のほうから順次進めていきたいと思って、今のところ考えております。 　以上です。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	私は今、町で何か進めようとしている里山づくりとか、そういうふうなものもあるようで、私はこの農家民泊だけにこだわる必要は確かにないわけで、今話が出たこのブルー・ツーリズム、こういうふうなものであれば、例えば９月から始まるサケの定置網起こしとか、そういうふうなものの、定置網の乗船してサケの収獲をする体験をさせるとか、私もあとホッキ漁でも早朝、そういうふうなことで実際にそういうふうな体験をさせるとかというふうな方法であれば、私は宿泊を伴ってやっても確立するんではないかなというふうな気がするわけです。それによって、いろいろな物産のＰＲとか、それから商品開発、いろいろなものにつながっていくというふうな思いがあるわけで、できればそういうふうな形で２６年度以降については、この圏域内の中でも今まで１市４町で、ないものをおいらせ町がぜひ目玉として取り組んでいけたらというふうな思いであります。ぜひ、この私の考えも酌んでいただいて２６年度以降の圏域内に、ぜひ反映していただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めますか。 　農林水産課長。

答弁	農林水産課長 （泉山裕一君）	ただいまのご意見いただきましたので、次、会議等ありましたら、その辺の部分も含めて、こちらのほうの提案ということで述べさせていただきます。
	佐々木議長	１５番、馬場正治議員。
質疑	１５番 （馬場正治君）	１５番、馬場正治です。 八戸圏域定住自立圏の形成に関する協定ということで、これはいわゆる１市７町村で定住自立圏形成推進議員連盟というのがあって、１市７町村が持ち回りで毎年３回から４回ぐらい研修会を持っております。 最初からずっと参加してきたんですけれども、残念ながら当町議会からの参加者数が圏域の中でも一番少ない。毎回４人から５人ということで、それなりの負担金は払っているんですけれども、もったいないなという気がしているんですけれども、町のこの定住自立圏に加盟している自治体としての担当課というか、今も商工観光課長が答弁をしたり、農林水産課長が答弁をしたりとありました。 この町の担当部署はどこになっているのか、それぞれの項目ごとに担当課が違うのか、その辺を教えていただきたい。というのは、取り組むテーマごとに担当課が異なることによって、横の情報伝達というのがどうなるのかということが、ちょっと今、気になりました。定住自立圏を担当する課がここだよというのが、はっきり見えないので、その現在の取り組み方をちょっと教えてください。
	佐々木議長	答弁を求めます。 企画財政課長。
答弁	企画財政課長 （小向仁生君）	お答えいたします。 定住自立圏の担当課は、企画財政課であります。ただ、事業が現在27の事業を推進しておりますけれども、それぞれがぞれぞれの分野に分かれておりまして、それぞれの担当課がワーキングチームに入っていろいろな施策を推進する、また企画するというふ

		うなことになっております。それが、最終的には私どものほうに上がってきまして、定住自立圏の全体の取り組みとして、このようなことで取り組んでいきますよというふうなことが、私のほうに届きます。その届くと同時に、これは行政だけがやるんではなくて、ビジョンの策定の懇談会という有識者が入った会がありますけれども、そちらのほうでこの事業の承認をしていくというふうなことになっておりますので、その事務局も私どもが兼ねているというふうなことです。 　ですから、大もとは私どもですけれども、個々の事業に関してはそれぞれの担当課がワーキングチームに参加して、それぞれが企画、立案、推進というふうな形をとっているというふうな状況であります。
	佐々木議長	１５番。
質疑	１５番 （馬場正治君）	わかりました。この協定の中で甲というのが八戸市、乙というのがほかの７町村という区分けになるわけですけれども、今、企画財政課長の答弁によりますと、いろいろな定住自立圏が取り組む事業によって二十何項目かあると。それによって、担当課と連携しながらということなんですけれども、私たち議員は研修会の案内を受けて研修に参加するだけで、それぞれの構成町村からの要望とか、そういうことを協議する場が一度もなかったんです。これまで、かれこれ３年ぐらいになりますけれども、もう昨年から２巡目に入っているんです、研修会の開催地区が。 　提案ですけれども、乙であるおいらせ町が、この協定に基づいて、この定住自立圏の中で希望するもの、要望するもの、そういうものについて、私たち議員と話し合う場を持つべきではないのかなと思うんです。議員は研修会とか、あと工場を見るとか、そういうものにしか案内されなくて、この定住自立圏を充実していこうという中身に対しては、一切口を挟む機会がないわけです。ですから、担当課が会議に出ていると思いますけれども、それに持っていくときは、多分庁内での協議だけで終わっていると思うんですが、町からの意見、要望を持っていくに当たっては、私たちも一緒に入った会議の場というのは、なくてはならないだろうと私は思いますけれども、ひとつ提案して町の考えを伺いたいと

		思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 副町長。
答弁	副町長 （西館芳信君）	大変、建設的なご意見いただきました。町の意思形成ということで、それをちゃんとしたものを、より内容のあるものを伝えるために、ぜひそういうふうにしたいと思いますので、次の町長、副町長に申し送りしたいというふうに思っております。
	佐々木議長	ほかにございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１１号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第２、議案第１２号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長 （小向仁生君）	議案第１２号につきまして、ご説明申し上げます。 議案書の３４ページから３５ページになります。 本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費のうち、平成２５年度において負担する額の次に平成２６年度において負担する額を加えるために、地方自治法の一部を改正する法律附則第３条による改正前の地方自治法第３００条第１項の規

		定により提案するものであります。 なお、当町における平成２６年度の負担する額は１８万７，０００円であります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第３、議案第１３号、平成２５年度おいらせ町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長 （小向仁生君）	議案第１３号につきまして、ご説明申し上げます。 議案書の３６ページをお開きください。 本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ２億３，２１６万６，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１００億１，３２３万８，０００円とするものであります。 それでは、別冊の一般会計補正予算（第７号）に関する説明書により補正予算の主な内容をご説明申し上げます。 では、説明書をごらんください。 初めに、歳出における主な内容を申し上げます。

		１５ページをお開きください。 ２款総務費です。１項１目一般管理費では、支給した退職金の額が一般負担金の額を４，０００万円以上超えた場合に発生する退職組合特別負担金１，６００万円と、共済組合追加費用負担金６４１万７，０００円は今年度の負担金確定により、めくって１６ページになります庁舎整備基本計画策定等業務委託料８９２万５，０００円は、新庁舎の建設場所が未定であることから減額計上をいたしました。 １８ページにまいります。 ２項２目町活性化対策費では、街灯の電気料である光熱水費７５０万円の追加計上をいたしました。 １９ページにまいりまして、３項２目賦課徴収費では、当初滞納整理システムの変更に伴うデータ移行のための手数料を見込んでおりましたが、一部自前で作業処理を行ったことから不要となり、減額計上をいたしました。 次に、２０ページをごらんください。 ３款民生費です。（不規則発言あり）済みません、そこまでの準備はしておりませんでした。一応、私なりに口述書をつくってありまして、そこで目までのところでの、節までは説明はしておりませんけれども、目の中にある項目を説明しているつもりでしたけれども……、（不規則発言あり）ああ、はい、わかりました。では、ゆっくり説明をいたします。 それでは、次に２０ページをごらんください。（「いや、説明してください」の声あり）はい、わかりました。 ３款民生費です。１項１目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計操出金４９８万３，０００円の減額計上をいたしました。 １項２目障害者（児）福祉費では給付見込みを勘案し、障害者給付費等８２３万８，０００円、障害児給付費等２２７万円と、平成２４年度の給付費確定に伴う国庫返還金５４６万１，０００円の追加計上をいたしました。 次に、２３ページをごらんください。 ４款衛生費です。２項１目清掃総務費では、額の確定により十和田地域広域事務組合じん芥処理費負担金２，０１７万４，０００円と、浄化槽設置整備費補助金４６３万１，０００円の減額計上をいたしました。

		次に、２４ページをごらんください。 ５款労働費です。１項４目雇用対策費では、街なかショップ運営事業費の県補助金に一部返還が生じたため、３１４万１，０００円の追加計上をいたしました。 ６款農林水産業費です。２４ページから２６ページにかけて農林水産業費全般にわたって事業費の確定に伴い、合計５４９万４，０００円の減額計上をしております。 ２７ページをごらんください。 ８款土木費です。２項２目道路橋りょう新設改良費では、事業費の確定により町道整備工事費４１２万２，０００円、明神川改修に伴う町道橋りょう架替工事費負担金１，８４２万５，０００円、立木等補償費５８５万１，０００円の減額計上を行い、２８ページにまいりまして、４項１目住宅管理費では被災者住宅再建支援事業費補助金３，１４６万８，０００円の減額計上をいたしました。 ９款消防費です。１項１目非常備消防費では、２９ページにまいりまして、八戸地域広域市町村圏事務組合おいらせ消防署分遣所建設負担金３７２万４，０００円、３目にまいりまして災害対策費では、震災復興推進に伴う事業のおくれにより避難計画定着化方策検討業務委託料４３０万、大規模避難施設整備構想調査業務委託料４５０万円、津波避難タワーの建設用地購入費２，８８７万４，０００円、実績による生活・経済活動復興支援助成金４，４１０万４，０００円の減額計上と、復興交付金事業として採択された津波避難誘導標識等設置事業などの財源の積み立てとして、東日本大震災復興交付金基金積立金１，０５６万７，０００円の追加計上をいたしました。 ３１ページをごらんください。 １０款教育費です。２項小学校費３目学校建設費では、事業費の確定により木ノ下小学校太陽光発電設備整備工事費１，０７９万４，０００円を減額計上いたしました。 ３５ページをごらんください。 １２款公債費です。 １項２目利子では、利子償還額の確定により町債償還利子１，２８４万９，０００円の減額計上をいたしました。 なお、歳出全般にわたり事務事業執行の確定に伴う係数整理を

		行っております。 次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。 戻っていただいて、３ページをお開きください。 １款町税です。町税につきましては、１月末時点での収入実績により現時点での収入済み額、合計５，８９２万５，０００円の追加計上をいたしました。 ５ページをごらんください。 １０款地方交付税です。１項１目地方交付税では、交付額の決定により３６５万６，０００円を追加計上いたしました。 １２款分担金及び負担金です。２項１目民生費負担金では、入所児童の増加により保育料７３７万４，０００円と、１月末時点での収入実績により、保育料滞納繰越分２６４万３，０００円の追加計上をいたしました。 ６ページをごらんください。 １３款使用料及び手数料です。１項６目土木使用料では、入居者の家賃の確定等により、町営住宅使用料２５７万３，０００円の減額計上をし、町営住宅使用料滞納繰越分２９１万４，０００円の追加計上をいたしました。 ７ページをごらんください。 １４款国庫支出金です。１項１目民生費国庫負担金では、障害者福祉サービス給付費負担金８６１万２，０００円と、保育所運営費負担金４２６万９，０００円の追加計上をしておりますが、ともに歳出の増額に伴うものであります。 ２項１目総務費国庫補助金では、補助対象としていた庁舎整備基本計画策定事業の取り下げにより、市町村合併推進体制整備費補助金７１４万円の減額計上をいたしました。 また、交付額の確定により地域の元気臨時交付金５７０万円と津波避難誘導標識等設置事業などの復興交付金事業に採択されたことにより、東日本大震災復興交付金１，０５８万７，０００円の追加計上をいたしました。 次に、８ページをごらんください。 １５款県支出金です。１項１目民生費県負担金では、金額の確定により、国民健康保険基盤安定負担金３５６万９，０００円を減額計上し、障害者福祉サービス給付費負担金４３０万６，０００円と、保育所運営費負担金２１３万４，０００円を国庫支出金

		と同様に追加計上しております。歳出の主なものに伴うものであります。 ９ページにまいりまして、２項１目総務費県補助金では木ノ下小学校太陽光発電設備整備事業費の確定により、地域環境保全対策費補助金１，２５２万３，０００円と、１０ページにまいりまして、６目土木費県補助金では事業費の確定により被災者住宅再建支援事業費補助金３，１４６万８，０００円の減額計上をいたしました。 １２ページをごらんください。 １８款繰入金です。２項１目財政調整基金繰入金では、本補正において、歳入が歳出より１億５，６５８万６，０００円超過したため繰入金を減額計上し、財源調整をいたしました。 ２目公共施設整備基金繰入金５５９万３，０００円、７目東日本大震災復興推進基金繰入金５，５４１万３，０００円、８目東日本大震災復興交付金基金繰入金２，１２４万円は、充当する事業の精査及び確定により、減額計上いたしました。 １３ページをごらんください。 ２１款町債です。１目から１４ページの６目まで全般にわたり、充当する事業の精査及び確定により、減額計上をいたしました。 次に、３７ページにまいります。 給与費明細書では、各種委員等非常勤特別職の減員に伴う報酬額の変更をしております。 ３９ページをごらんください。 債務負担に関する調書では、今補正を反映させた平成２５年度以降に支出する予定の８事業の調書を作成しております。 ４１ページをごらんください。 地方債に関する調書では、今補正を反映させた平成２５年度中の元金の増減見込み額と、年度末の残高見込み額を作成しております。 次に、議案書に戻りまして４１ページをお開きください。議案書の４１ページになります。 第２表繰越明許費では、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として５つの事業を繰り越しするものであります。 次に、４２ページをお開きください。

		第３表債務負担行為補正では、現在債務負担行為を行っているもののうち、２件について期間と限度額を変更するものであります。 次に、４３ページです。 第４表地方債補正では、７事業の限度額の変更と２つの事業の廃止をするものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。３ページから１４ページまでです。 質疑ございませんか。 ３番、平野敏彦議員。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 それでは、ページ３ページ、１款１項１目の２節の滞納繰越分が７４０万円、それからこれを見ますと法人税が２目の１，１４０万７，０００円、それから２項の固定資産税が１，０８５万２，０００円。税全般に見ますと、非常にこの滞納繰越が、今の額が約１，８００万ぐらいふえております。これについては、徴収の努力の結果かなというふうな形で理解をしますが、まずこの今の３月の時期に補正に計上する前に、１２月とかそういうふうな形で、ある程度計上できなかったのかなというふうな部分について、この部分についてはお伺いしたいし、それからこの固定資産の１，０００万というのは非常に額が大きいわけで、これまで滞納してある実態というのは、どういうふうな職種の業種が多いのか、その辺もぜひお答えいただければと思います。 それから、あわせてこの町たばこ税についても１，９８７万２，０００円、私はたばこが値段が上がって喫煙者が減っているんではないかと思っておりますけれども、この額そのものというのは補正前の額のほうの予算計上のほうが見込み違いがあったのか、それともどういうふうな理由でふえたのか、ここをちょっと説明いただきたいと思います。

		それから、５ページの１２款の２項保育料の滞納繰越分でありますが、今２６４万３，０００円補正になっています。全体的に見て、この保育料の滞納というのは２５年度の決算でも出ておりますけれども、今現在どのぐらい滞納があるのか、この額についてお知らせをいただければと思います。 あわせて、６ページの１３款１項６目の町営住宅ですけれども、この繰越も結構入っています、２９１万４，０００円。実際今、現在、この町営住宅で滞納しているのが何件ぐらいあるのか、この件数だけでも結構ですから、ぜひお知らせをいただきたいと思います。 それから、大震災関係の７ページの国庫支出金ですけれども、いろいろな形で震災関連の交付金、１，０５８万７，０００円の消防費入っています。これらは今、補正になるというのは当初の見込みが立てられなかったのかどうか、ここのところを説明をいただきたいと思います。 それから、１０ページの県委託金のところですけれども、この県民税徴収事務委託金が１８０万入っています。これについて、滞納のほうの関係もあって、こういうふうな形で委託金がふえたのか、この関連をひとつ説明をいただければと思います。 以上です。
	佐々木議長	答弁を求めます。 税務課長。
答弁	税務課長 （松林光弘君）	それでは、回答いたします。 補正額の計上のことなんですが、町民税の個人分滞納繰越分の７４０万については、徴収実績が前年度比で１．０％伸びておりますので、その当初額に対する補正額となります。 それから、固定資産税の１，０８５万２，０００円の繰越分の計上ですが、これについても前年度比５．４％の実績増ということで補正をしているところであります。 それで、この滞納繰越分の計上時期は３月でなければならないのかなということなんですが、滞納繰越分と過年度分につきましては実績に基づいた補正額ということになります。ということでありますので、９月、１２月、それぞれ毎月ごとに実績額は把握

		しているところであります。ということで、ある程度の金額、補正額の基準を決めて、それぞれの定例会ごとに補正することも可能と思われますので、今後は企画財政課とも協議して、その都度対応していきたいと考えております。 　それから、法人分の１，４１４万２，０００円の補正額ですが、法人税割というものは法人の所得に基づいて、申告して初めて当町で課税額を決定するものでありますから、１２月から３月にかけて法人の申告が一番多くなっているものですから、どうしてもこの３月に補正するということになるかと思っております。 　それから、４ページのたばこ税のところです。たばこ税については、当初予算編成時に比較して月平均、約毎月１７０万円の増となっております。これの要因としましては、たばこの値上げそのものはありませんが、平成２５年度から県の算定分が町に振りかえになったというところが大きいかと思います。１箱２０本当たり１８円９８銭、県の取り分から町のほうに移行になったということになっております。たばこそのものの売り上げは、前年度と変わっていません。 　以上です。
	佐々木議長	町民課長。
答弁	町民課長 （柏崎正光君）	それでは、保育料滞納繰越分につきましての２月２８日現在の未収額でございますけれども、４５９万３，８５０円の未収額となっております。 　以上です。
	佐々木議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 （倉舘広美君）	町営住宅使用料の滞納繰越分の件数、何件かというお問い合わせですけれども、３０件ほどございます。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長	それでは、私のほうでページ７ページ、東日本大震災復興交付金の内容について、ご説明いたします。

	（中野重男君）	今回の補正分につきましては、災害公営住宅の家賃低廉化あるいは低減化の分が３件分、そして津波避難誘導標識等の設置事業費の分の計上でございまして、この理由は見込みができないかというご質問ですけれども、あくまでも国庫の事業の復興分として交付金を申請し、そしてヒアリングを受けて精査を受け、その後の確定分という形の事業実施分ということで交付を受けるわけですので、なかなかその申請の段階の見込みと、それからヒアリング後の金額には見込みは難しいと判断しております。
	佐々木議長	ほかに答弁漏れありませんか。 税務課長。
答弁	税務課長 （松林光弘君）	答弁漏れありました。 固定資産税の滞納者の業種ということでありましたが、具体的には解明しておりませんが、率にしましては個人の納税義務者が一番多いのかなと思っております。法人についても何件かありますが、納付計画に基づいて、ただいま納付を進めているところであります。 それから、もう一点、１０ページになります。 １５款３項１目２節の県民税徴収事務取扱委託金１８０万円の増の要因ですが、これは町は県民税も町民税と一緒に徴収しているところでありまして、１人当たりの取り扱いにつき１件３，０００円を県のほうから委託としてもらっております。当初編成時と今回を比較しましたら６００人増加しておりますので、１８０万円の補正ということになります。 以上です。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	税関係については、なるほどなというふうな説明で納得しました。徴収努力については評価をし、今までの頑張りに深く御礼申し上げたいと思います。 それから、７ページのところですが、申請時に申請があって、それからヒアリングがあって交付を受けるというふうな説明ですが、申請時で大体その総額の額が出てくるわけで、こんなに確定

		との、そのヒアリングを受けて大体このぐらいの額というふうな形が、目安がつくと思うんですけれども、何で今になって１，０００万も増額になるのか。私はそういうふうな意味では申請書を作成する根拠、それからそれによってヒアリングを受けて、大体このぐらいの事業になるというふうなもので理解するんですけれども、これ見れば、この収入が１，０００万あるということは歳出でいったらもっともっと充当されて経費が膨らむと思うんですけれども、この辺ちょっと私理解できませんが、なぜ今のその災害公営住宅、標識等が、積算が間違ってやったのか、なぜ、簡単に言えばどうしてふえたんですか、この１，０５８万７，０００円。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	お答えいたします。 まず、２点ほど、災害公営住宅分につきましては、当初申請をしておりました金額に変更がございました。その理由は、希望家賃が確定した内容の一部が変更があったということで、再計算をした分が申請をし、確定をしたという分でございます。 それから、もう一つは津波避難誘導標識等の設置事業費でありますが、議員お見込みのとおり総事業費としては大きくなりますが、申請の段階では今回については調査測量設計分という形での認めた形の内示ということで、この額になるわけでございます。総じて総事業費全体やってよしという形になれば、もっともっとわかりやすい総事業費の形に近いような形の数字が出るかと思いますが、あくまでもその事業の一部について調査設計していいですよということで、今回のこの額になったということでございます。
	佐々木議長 （議員席） 佐々木議長	ほかにありませんか。 ＊＊なしの声＊＊ なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。 次に、歳出の質疑を行います。 第１款、議会費から第５款、労働費までについての質疑を受けます。

		１５ページから２４ページ。 質疑ございませんか。 １番、髙坂隆雄議員。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	１番です。 １７ページの２款２項の１目、町民バス運行業務委託料７６万５，０００円の増となっていますが、この増になった要因をお知らせください。 次に、１８ページなんですが、２款２項の２目町活性化対策費の中で光熱水費７５０万の増ですが、先ほどの説明によりますと街灯費、電気料の増ということであります。この時期に、この７５０万の増というのは、もう少し詳しくお知らせをいただきたいと思います。 そして、もう一つ、２４ページなんですが、５款労働費の１項労働諸費の中で県費返還金３１４万１，０００円、これは街なかショップの関係だということでしたが、ここをもう少し詳しくお知らせください。 以上３つ、お願いします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 企画財政課長。
答弁	企画財政課長 （小向仁生君）	お答えいたします。 第１点目の町民バスの運行業務の委託料７６万５，０００円の増なんですが、これについては見込んだ乗客数が少なかったことから、バス会社に対する委託料が増となったということで、この分を負担したということになります。 １人２００円というバス賃をいただいておりますけれども、それが運行経費からバス会社の収入となって入ってきますので、その乗客が少ないと逆に今度は町の持ち出し分がふえるというふうなことで、この部分が今回追加になったということであります。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課	それでは、１８ページ、光熱水費７５０万の増の理由というこ

	長 （中野重男君）	とでございますが、電気料金の値上げに伴う街路灯の電気料が増額したための補正ということで、ご理解いただければと思います。
	佐々木議長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 （澤田常男君）	それでは、５款１項４目雇用対策費の県費返還金について説明いたします。 おいらせ街なかショップ事業でございますが、２４年度の事業において収支決算で３１４万、税引き前の収益で３１４万ほどの収益がございました。それを確定申告等をしまして、法人税を差し引いた２３２万４，０００円ほどの次期繰越金ということで、２５年度のほうの事業をスタートしたわけでございますが、昨年の１０月に県の事務検査のほうがございまして、この経理の仕方はうまくないというふうに言われました。 補助金の性格上、単年度精算で精算してくれということで、実績の差しかえをしながら、収益の部分については返還するということで、２４年度の決算がもう既に終わっておりますので、歳出還付という形で、今回補正のほうお願いした次第です。 以上です。
	佐々木議長	１番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	町民バスについては、理解いたしました。 それから、街なかショップにつきましては、確認ですが、２４年度収益があったということで、それを返還するということでよろしいですか。はい。 では、もう一つの光熱水費、電気料の値上げということでありますが、今補正の議案なんですが、新年度予算を見たときに光熱水費が２，１８５万６，０００円の計上で、総額、町活性化対策費が５，０００万なんです、計上されているのが。 ところが、現在、今審議している補正の案では補正後に７，３４７万８，０００円になるということなんです。この辺は、どうなんでしょう。要するに、今補正することによって実績に近くなるわけです。新年度予算は非常に、では甘く見ているということでいいのか、もちろん予算審議のときにまたその辺はお話ししま

		すが、光熱水費、繰り返しますが、新年度予算では２，１８５万６，０００円。現在、当初の光熱水費はわかりませんが、７５０万増となるということですから、その辺をお知らせください。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	当初予算につきましては、あくまでも光熱水費街灯料ということでは旧値上げ前の形の予算積算、そして今回は途中で値上げがあったということの補正ということで、当然新年度予算については、光熱水費分につきましては新年度の値上げを見込んだ形の計上ということで理解しております。
	佐々木議長	３番、平野敏彦議員。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 ページ１５ですが、１５ページの２款１項１目一般管理費のところで、先ほどちょっと説明を聞き漏らしました、チェックするのを。ちょっとお伺いしますが、退職手当組合の負担金１，６１０万円と、さっき６４１万７，０００円の共済組合負担金、この部分の減額になったというのは、ちょっとどういうふうな意味だったかなというふうな、理解できませんので、もう一回説明お願いしたいのと、それから３月３１日で退職される職員の職種、それから人数、これについてお知らせをいただきたいと思います。 それから、１６ページのところですが、備品購入費、公用車購入が２０２万、これが減額になっていますが、何で減額になったのか説明いただきたいと思います。 それから、ページ２０ページのところで３款１項３目の委託料、敬老会開催委託料が８１万４，０００円減額になっております。これは、積算した参加者が少なかったのか、１人当たりの単価がそれなりに安くなったのか。私は、うちの町内会でも敬老会、町内会でやっておりますけれども、今の予算の支給されている額では不足しています。そういうふうな意味では、町内会からも一部持ち出しをして開催をしておりますが、こういうふうに額が余るのであれば、上積みも可能ではなかったのかなというふうな思いであります。ぜひ、この中身を説明いただきたいと。

		それから、２１ページの３款２項１目の１９負担金、補助のところで、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金１１０万８，０００円、これについては収入のほうでも説明があって、国、県の助成があるというふうなことでお聞きしていますが、今この１１０万８，０００円は８保育園だったか、あったと思いますけれども、この交付の内容をぜひお知らせいただきたいと思います。 それから、２４ページの街なかショップのところです。５款１項、さっき髙坂議員も質問しましたが、２４年度が３１４万１，０００円の黒字だったと、その分が県の監査によって返還が命ぜられたと。本来、そうすればこの補助事業であれば、もうけられないというふうなことになるのかなというふうな、経営努力をしても、例えば補助金を減額されるというふうなものであれば、ちょっとこの辺が理解に苦しむし、また法人税とかそういうふうなものも引かれているわけですから、丸々この額が、その返還するというのは、これで正しいのかなというふうな、先ほどの説明を聞いて疑問を感じましたので、この点を説明いただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 行政管財課長。
答弁	行政管財課長 （田中富栄君）	それでは、平野議員にお答えをいたします。 １５ページの退職組合特別負担金の減額の理由ですけれども、この退職組合特別負担金というのは、毎月の特別負担金の総額が支給した退職手当の総額が４，０００万以上の赤字が出ると、特別負担金として、毎月その出た分を負担をしていかなければならないというようなことで、今回その額が確定をしたため１，６００万円の減額をするものであります。 それは、毎月それぞれの特別負担金が算出されますので、今年度においては７月まで、その退職金が上回っておりましたので、７月まで特別負担をしたということであります。 続きまして、共済組合追加費用負担金につきましては、当初は平成２４年度の追加費用率を見込んでおりました。１，０００分の５１．６％の率でしたが、実際に２５年度になりましたら率が１，０００分の４１．８％に減額になったため、計６４１万７，

		０００円を減額するものであります。 　続きまして、１６ページの機械器具費（公用車）２１０万円の減額の理由でありますが、今年度当初予算では３台の更新を予定をしておりました。その中の１台が、給食センターの給食配送トラックを更新する計画で進めておりましたが、このトラックについては給食センター建設計画との絡みがありますので、給食センターの配送のときの高さとか、そういうことによってトラックの高さも決まるというようなことがありまして、今回先にトラックを購入すると、給食センターの設計のほうにも若干影響が出るので、トラックについては今のままで使って、もう少しそのセンターの建設が確定してから更新しようということ等もありまして、見送っておりました。 　しかし、約５５０万ほどの積算でありましたが、その残金で次年度更新をする計画等もありましたし、老朽化が進んでいる車が３台ありましたので３台を、給食車の配送トラックにかわって３台を更新をしましたけれども、その結果においても２００万円の減額が発生をしております。ということで、減額をしました。 　以上です。
	佐々木議長	総務課長。
答弁	総務課長 （松林由範君）	お答えをいたします。 　先ほど、３月３１日現在の退職者の職種ということでございますが、３月３１日現在での退職者は行政職５名、技能労務職１名の６名ということになります。 　以上です。
	佐々木議長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 （澤田常男君）	県費返還金に関してのご質問でございますが、まず初めに、もうければ返さなければならないというところなんですけれども、この事業につきましては、２６年度までの継続の事業でございまして、２７年度以降の自立を目指してという条件がついた補助事業でございます。基本的に、補助金につきましては単年度精算で収益が出た場合に返還ということで指導をいただきました。

		ただし、３年度目の２６年度につきましては、２７年に継続して事業をするのであれば、返還は不要であるというような説明でございました。 それから、収益部分全額返還するのかというところでございますが、こちらのほうは収益としては税引き前の金額で判断するということでございましたが、実際収益があったということで確定申告しまして、８１万５，０００円ほど法人税等を支払いして、実際の繰り越しが２３２万４，０００円ほどでございますので、これについては現在、修正申告の形で税務署のほうと協議しておりますが、その金額のほうがまだ確定しておりません。その金額が確定した段階で、県のほうと再度協議していきたいと思いますので、とりあえず最大で３１４万１，０００円ぐらいの還付が出るという形になりますが、多少減額になる可能性はございます。 以上でございます。
	佐々木議長	町民課長。
答弁	町民課長 （柏崎正光君）	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の増額でございますけれども、各町内保育園１３カ所から下半期の事業費の取りまとめをしたところ、１１０万８，０００円の増額となりました。 以上です。
	佐々木議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 （松林泰之君）	それでは、私のほうから敬老会開催委託料の減額の関係について、ご説明をいたします。 当初予算におきましては、参加人数で１，５５０名を予定しておりました。その結果が、町内会から上がってきたのが合計で９６８名ということで、敬老会の参加人数の減少による減額というふうなことになります。 それから、その減額の部分について町内会等、一部持ち出しをしている町内会等もありますので、上乗せをしたらどうかというふうなことでありますけれども、基本的に２５年の予算積算に当たっては、参加者１人幾らというふうな金額を定めてやっておりますので、それにのっとった形での計算で、上乗せというのは考

		えませんでした。 　ただ、町内会のほうからいろいろとお話を聞いております。先ほども言いましたように、持ち出し等々もあるというふうなことで、何とかならないのかなというご意見もあったりしていましたので、当初においてはその敬老会の積算の部分は多少見直しをして、できるだけ町内会の負担にならないように２６年度は検討しているところであります。 　以上であります。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	ありがとうございます。 　それでは、もう一点確認させてください。退職者の行政職は５名、それから技能職１名、計が６名というふうなことですが、この行政職にあっては、例えば管理職とか職名がわかったらお知らせをいただきたい、５名の職名がわかったらお知らせをいただきたいと思います。 　それから、２１ページのところですが、今課長から１３カ所の保育園から取りまとめをしたというふうなことで、１１０万８，０００円の支給があるというふうなことで理解をしますが、そうすると、今現在３月中の給料支給にこれは間に合うのかなというふうな、私ちょっと疑問を感じたんですけれども、これは処遇改善ですから職員の給料に当たるのか、使途をちょっと説明いただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 　総務課長。
答弁	総務課長 （松林由範君）	お答えをいたします。 　行政職５名の内訳は課長職が２名、補佐職が２名、それから総括主査が１名です。技能労務職は、運転手１名です。 　以上です。
	佐々木議長	町民課長。

答弁	町民課長 （柏崎正光君）	保育士の給料に充当となります。あと、３月末で変更申請をしていただいて４月に決定通知となりますので、当面はそれぞれの保育園で、自己財源で対応していただくということになります。 以上です。
	佐々木議長	ほかにございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、第１款から第５款までの質疑を終わります。 ここで休憩いたします。２５分まで休憩いたします。 （休憩　午前１１時１０分）
	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を開きます。 （再開　午前１１時２４分）
	佐々木議長	次に、第６款……、（「違います」の声あり）先ほど、私は閉じました。皆さんのご了解をいただきまして、休憩に入りました。これは附帯決議の原則でありまして、一旦とめたものは再度受け付けはできません。その辺をご理解いただきたいと思います。 引き続き……、（「つけてるんだけど、見落とした場合でもそうなんだ」の声あり）では、私のほうから申し上げて結構ですか。（「はい、どうぞ」の声あり）前の議会よりも、議案熟考の期間を延ばしております。ですから、質問する方は事前にそれを心得て質問しているはずでございます。ですから、一旦閉めたものについては受けるわけにいかない、これが議会のではなく普通の会議の附帯決議の原則であります。ですから……、（「閉めてないです」の声あり）第５款まで終わったわけだ。第１款から５款まで、質疑終わったわけだ。（「５款までについての質疑を終わりますを言ってないです」の声あり）言っていない。（「はい」の声あり）おかしいね。（「言ってないので、受けるしかないです」の声あり）言っていない。（「はい」の声あり）まさか。（「えっ、言ってません」の声あり）本当に言っていない。（「閉めてません。閉めないで休憩に入ったんです」の声あり）閉めないで。（「はい」の声あり）おかしいな。 では、私の勘違いだと思いますけれども、今事務局のほうから出ましたので、私の案件は今撤回しますけれども、なるべく議事進行のためにも速やかに、前の人が質問しているときは次にボタンを押しておいてください。

		それから、管理職の皆さんにも申し上げます。同じことです。次、私が答弁するんだなという、そういう心構えで議会に臨んでもらいたいと思います。 それでは、１５番、馬場正治議員の質問を許します。
質疑	１５番 （馬場正治君）	１５番、馬場正治です。 ４款衛生費、２３ページになりますけれども、４款２項の１目清掃総務費の中で、十和田地域広域事務組合じん芥処理費負担金２，０００万超を減額補正ということですけれども、これは現在町が推進している資源ごみの集団回収奨励事業の効果というふうに素直に受けとめてよいのか、今後のこの推移の予想について、それから昨年度と、その前年度のこの負担金の状況を教えてください。
	佐々木議長	答弁を求めます。 環境保健課長。
答弁	環境保健課長 （小向道彦君）	それでは、お答えします。 今回の補正は、平成２４年度繰越金、あと人件費及び資源ごみの売り払い収入等による減であります。 それから、昨年度とことしの負担金ということでありますけれども、２４年度と２５年度ということですか。（「昨年度とその前年ですから、２３、２４ですね」の声あり）２３、２４。済みません、今手元に資料がありませんので、後でお答えしたいと思います。 以上であります。
	佐々木議長	１５番。
質疑	１５番 （馬場正治君）	今、説明いただきましたけれども、そうすると、先ほど私がちょっと期待を込めて言った集団回収事業による効果とは、特に考えていないということになりますか。
	佐々木議長	環境保健課長。

答弁	環境保健課長 （小向道彦君）	お答えします。 資源集団回収によって、資源ごみの３割程度が回収されていましたので、それによって負担金のほうは下がっております。 以上であります。
	佐々木議長	ほかにありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、第１款から第５款までの質疑を終わります。 次に、第６款、農林水産業費から第１２款、公債費までについての質疑を受けます。 ２５ページから３５ページまで。 ３番、平野敏彦議員。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 ページ２９ページですが、９款１項３目災害対策費の避難計画定着化の委託料が４３０万、それから整備構想の業務の委託料が４５０万、それから土地購入費、それから生活・経済復興支援助成金４，４００万減額になっていますし、そしてまた積み立てが１，０５６万７，０００円、これは国庫補助金の歳入の分が積み立てになるというふうな形で理解しましたけれども、この減額の理由は、先ほど企画財政課長の説明ですと事業のおくれというふうなことで説明がありましたが、なぜこんなに減額になったのか、やはり復興関連の部分でおくれがあっていいのかというふうな、私疑問を感じるんですが、説明をいただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	それでは、お答えをいたします。 まず、避難計画定着化方策検討業務委託料、これにつきましては津波避難計画の策定がおくれたことに伴い、避難計画定着化方策の実践訓練等を想定した委託内容につきまして、その方向性がどうしても確立できないまま実施するわけにはいかないということで、今回は見送ったという判断でございます。 それから、大規模避難施設整備構想業務につきましては、当初

		復興交付金の大規模施設の対象業務があるということで想定をしまして、この業務委託を見込んだわけでございましたけれども、津波避難計画等のこれまでの経過を踏まえて、大規模施設の整備については今回、国の交付金事業としてはどうしてもなじまないという判断を国から指摘を受けまして、断念したところでございます。 それから、土地購入費の減でございますけれども、これにつきましては津波避難タワー用地として、それからもう一つは松原地区の避難階段土地取得費ということで、復興庁のヒアリングの結果、指導を受けた結果、今回は事業はまだ早いということで見送ったところでございます。 それから、生活・経済活動の復興支援助成金、これの減につきましては、あくまでも２７年度末までの事業ということで、その年度年度で実績に応じて新年度予算に盛り込む、送るという形で、当然ながら被災地はこれで打ちどめということではなくて、継続で支援させていただく体制は整えていますので、そういう形で年度でのあくまでも区切りということで、ご理解いただければと思います。 それから、東日本大震災復興交付金基金積立金、これは先ほど歳入のほうでもお話ししましたけれども、復興交付金の基金積立分として、国から可能額通知を受けた分を積み立てているものでございまして、表示サイン部分、それから災害公営住宅の調整分ということの内容でございます。 以上です。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	今、説明を受けましたけれども、計画策定のおくれとかというのは、私は昨年の当初予算編成時にそれなりに説明、こういうふうな計画で今年度事業やりますよ、それから補正でも、この部分については議会でも通しているわけですから、それが事業の執行が、事業がおくれるというふうなことはまずもって基本的な、何でおくれたのか、人が足りなかったのか、全く私はこういうふうなものであれば、私たちがこの議決したのは何なのかというふうな疑問を持つわけです。

		しかも、普通の事業執行と違って災害関連の部分で、こういうふうなものがおくれていくというふうなことは、やはり町民との行政との乖離が生まれるわけですから、本当にこれでいいのかというふうな気がします。私は、町長の今まで言ってきている部分を本当に職員がよく理解しているのかなというふうな疑問を持つわけです。何で議会がいろいろな形で予算措置をしてサポートしてきているのか、今になってこういうふうな形で減額になるのか、全く理解に苦しむわけです。 自分たちの事務のおくれ、そういうふうなものをただ簡単にそういうふうな形で減額していいのかというふうな思いは、私は本当に疑問を感じるわけで、本当にどこが原因だったのか、このおくれた原因を、職員、スタッフが足りないというふうなものであればそれなりに理解できますし、私が前に質問した中では、いろいろな形で災害関連のものは担当者のほうに振っている部分があるんではないですか、事務の部分では。全てをやっているんであれば私は、ああなるほど、おくれたのかというふうな思いがしますけれども、さっきの答弁見れば関係課のほうに全部振ってあって、そちらのほうで答弁して仕事をしているわけですから、ここのもう一回ここの中身、何が原因だったのか、スタッフが足りないのだったら足りないでいいですから、ちょっとそこをもう一回答弁願いたいと。 それから、さっき質問するのが落ちましたけれども、３５ページの公債費ですが、利子で１，２８４万９，０００円が減額になっております。これは、今年度借り入れする起債については多分利子償還というのは据え置きでないと思いますけれども、そうすると当初の償還する償還書があって、そのときの積算が間違ったというふうなことでしょうか、ちょっとここを説明いただきたいと思います。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	お答えいたします。 議員ご指摘のおくれの原因ということの部分でございますが、災害全般につきましては、まちづくり防災課が窓口でございまして、個々の事業につきましては担当課と協議し連携し進めるとい

		う形をとっていまして、私どもが相互調整という形で復興庁の窓口になるということは、ご承知いただきたいと思います。 それから、今回のおくれの一番の原因でございますが、優先すべき事業がそれぞれございまして、全部の駒を一斉に動かすということは、なかなか困難でございました。復興庁あるいはその事業の内容、それからヒアリングの経過を踏まえて、優先すべき事業がその都度その都度変わる形になり、優先すべき事業を優先した結果の判断で、今回は見送る部分と延ばす部分と選択させていただいたということでございます。 以上でございます。
	佐々木議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 （小向仁生君）	お答えいたします。 公債費の関係です。１，２８４万９，０００円、償還金の償還利息が減額になった要因ですけれども、実は当初予算を要求する２４年の１２月の時点では予算不足にならないようなことで、試算する額と、それをはじき出す利率、それらにプラスアルファでもって積算していると。これのほかに、これは通常なんですけれども、このほかに繰り上げ償還による分の５件の利子の減額分、さらには２４年度から木ノ下小学校の３億９，０００万余りなんですが、この借り入れが繰り越して行ったというふうなことで、この借り入れ時期がおくれたために利息の期間も少なくなって、そういう結果のもとに１，２８４万９，０００円が今回減額ということになりました。 以上でございます。
	佐々木議長	副町長。
答弁	副町長 （西館芳信君）	まちづくり防災課長の答弁に補足させていただきます。 平野議員おっしゃるように、復興事業がおくれているということは許せないというふうな懸念は私どもとしては十分わかりますし、本当に申しわけなく思います。その要因といたしまして、私は大きく２つあるというふうに考えております。 まず、１つはまちづくり防災課の課の体制そのものでありまし

		て、皆さんもお気づきになるかと思っておりますが、仕事量が圧倒的に多くて、そして今の体制の中で本当にもう連日１１時、１２時まで今まで仕事をしてきても、まだ足らないということで、これについては４月からは１名正職員増員、そして臨時職員を１名増員してやっていくというふうなことを考えております。 　また、２つ目は復旧の段階では復興庁、それから国土交通省だとか財務省関係の当局は、思いつきでもいいから何でもいいからともかく出してくれと、金に糸目はつけませんよというふうな姿勢でございましたが、その後、世論だとか財政状況いろいろありまして、縛り、絞りが非常にきつくなって、こちらが当初よしとして通るだろうなと、時間がかからないでいくだろうなと思ったことがことごとくいろいろ言われまして、ここを直せ、あれ直せということで時間がかかり、そしてお金が削られてきているというふうな状況の中で、こういうふうなおくれが出ている、これは私ども、ここだけではなくて、恐らく全国の被災自治体に共通する悩みではないのかなというふうに思っておりますので、そういうふうな点もご理解いただければというふうに思います。 　以上です。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	今度、新体制で当たっていくというふうなことで理解をいたしました。 　償還金については、試算の時期が２４年の１２月というふうなことで、本当はもうちょっと早目に財源が、一般財源ですから１２月とかそういうふうな形で浮かすことによって、除雪経費とかそういうふうなものにも充当して使えるんではないかというふうな気がしました。 　とにかく３月になって落とすよりは、その前の１２月定例会とか、そういうふうな形で精査できるものは、税もそうですが、財源を浮かせていろいろな緊急的な部分の予測をした形で財源上、有効活用にしてほしいというふうに希望して終わります。
	佐々木議長	ほかにございませんか。 　１番、髙坂隆雄議員。

質疑	１番 （髙坂隆雄君）	２９ページの９款１項３目の土地購入費のところでお尋ねします。 先ほど、平野議員の質問においては担当課長から津波避難タワー、それから避難路の関係のものだということでしたが、この津波避難タワーの建設場所はどこなのか、それからそれについての説明はいつしたのか、お尋ねします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	お答えをいたします。 タワーの建設場所はどこかということのご質問ですが、今現在、適地かどうかを判断するための地質調査等を行っている段階でありまして、そこが的確ということが判断できれば場所が確定するという段階でございます。 次に、それをいつ説明をしたのかということでございますけれども、２４年の１２月議会だったと思いますけれども、西舘議員のほうからいろいろな一般質問をいただいたときに、るるその経過や中身でご説明をして、タワーについてのご説明をさせていただいたという記憶がございます。 以上でございます。
	佐々木議長	１番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	この２，８８７万４，０００円は現在減額ということで、新年度予算を見ますと、同額が計上されております。ということは、もう場所がほぼ決まって、その地価なり面積なりを掛け合わせた、要するに根拠となるものがあるんではないですか。というのは、消防の分遣所ができるときもそうだったんです。どの場所なのかという質問をしたときに、なかなかお答えにならなかったんですが、でもきちっと根拠があって、その金額が計算されたものが計上されてありました。ですので、今も私はそういうふうに感じるんです。 そして、今説明したのは２４年の１２月議会、西舘議員の一般

		質問においてと言いました。こちらにその資料ありますが、その際には、その津波避難タワーは本当に必要なのかという意見を述べながらやりとりしただけであって、議会に対して、この津波避難タワーがどの場所にどういう内容でとか、簡単にはお聞きしたとは思いますけれども、具体的に議会に対して説明があったのかどうなのかとちょっと疑問に思うんです。 　そういったところに、日曜日の新聞、東奥日報に避難タワー、心の支えということで新聞にでかでかと掲載されました。そしてまた、きのうのＮＨＫの番組を見ていましたら、八戸市、おいらせ町、三沢市の防災に関するもので、津波避難タワー、それから避難路、避難ビル、そういったことの内容で報道がなされてあります。ということは、報道機関は新聞社であれテレビ局であれ、当町の町長なのか副町長なのか担当課長なのかわかりませんが、窓口にどなたかがなって、おいらせ町はこういうスタイルでいくよということを報道機関に話しているということになるわけですよね。我々は、とりあえず町民から選ばれて、この場にいるわけですが、議会に対しての説明がないままに、こういう新聞報道なりである程度のことを我々が知るという、いたってこれが正常なのかどうか疑問に思うんです。 　そこで、副町長にお尋ねしますが、副町長も議員活動を長くやられた方ですから、議会における権限とか権能についてはどういうふうにお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 　最初に、防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	まず、場所について、事務局では根拠があって場所を特定して物事を進めているのではと伺っておりますが、私どもとしては、当然ながら候補地は複数あるいは川口・堀切川地区ということで、皆様にご説明をしてきたつもりでございます。 　あくまでも調査をしてみなければ、その適地は判断はできないということはご理解はいただけると思いますけれども、新聞報道あるいはテレビ報道などにつきましても、私のほうが窓口になって取材を受けておりますが、確定した、あるいはここで決めたというふうな文言は一言もつけ加えておりませんし、現状で取材に

		応じれる分だけの分でお話しをしていますので、枝葉がついた部分については、私どもについては新聞側の立場だと思います。 　あくまでも、まちづくり防災課としては今ある現状と、それから可能性だけで報道は慎んでほしいということは、お願いはしていますけれども、その新聞の写真なりあるいは予測なりは、あくまでも新聞の立ち位置だと思います。私ども防災課は、あくまでも皆さんにお話しをしながら、予算化するときにはきちんと説明をし、あるいは根拠があるときには説明をして、あくまでも復興庁との協議が整って初めて、場所なり大きさが決まっていくという段取りでございますので、ご理解いただければと思います。
	佐々木議長	副町長。
答弁	副町長 （西館芳信君）	髙坂議員の質問にお答えいたします。 私の個人的な見解を聞くような質問でありましたけれども、私としましては、今のこの避難タワーの計画の進行の仕方がこれでいいのかというふうなことの質問だというふうに捉えております。 議会の性格というのは、チェック機関ということが一番なのかなと。そして、おのずと執行者である町長とはまた違う面があるというふうに思いまして、今のあくまでもこの政策、施策として打つ避難タワーということであれば町長がそれなりの、できるまである程度主導で進めていって、そしてころ合いを見て議会の皆さんの意見を聞くという、それは早くてもいけないし遅くてもいけないのではないかなというふうに思うところです。 そして、既にマスコミが知って私どもが全然知らないという問題につきましては、私はマスコミにも、それから地区の住民の方々にも避難タワーは建てるつもりです、建てますよと、町長はそれを明言しておりますというふうに言ってまいりました。 ただし、場所については、これは政策的なものがありますので、はっきり言って、ここが建つところかということで、建つずっと前に、いろいろな不動産ブローカーとかが暗躍できないように、なるべくもう費用が安いうちにそれを建てることができるというふうなタイミング、スピードでもってやりたいというふうなことで、それは極力、正式なものについては遅いほうがいいのではな

		いかなというスタンスでもって、きょうまでやってきたということで、決して議会に対して軽視とか、そういうことでは全くありませんので、そういうふうなことを理解していただければなというふうに思います。 以上です。
	佐々木議長	１番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	１番です。 いや、そうは言うものの、やはり別の見方をしますと議会軽視にもつながるものだと思います。この震災関係が、なかなか思うように進まないというのは、議会とのキャッチボールがうまくいっていないのではないのかなと。先ほど言ったように、西舘議員は２４年の１２月議会では、津波避難タワーが必要かどうかということでやりとりをして、その後にも行政側からの説明で議員側からいろいろな意見が出ても、なかなか意見を取り入れてくれないという場面もあったと思います。 やはりこの、新聞で内容を知る、テレビで、ああ、おいらせ町は、こういう形で防災に取り組んでいるのかなと一般の住民が知る、我々が同じ立場で知る。議員として議会として、それでいいのかどうか非常に疑問に思うところでありまして、ここはひとつ町長からも、議長の経験もあるわけですから、先ほど副町長にも質問したように、議会の権限と権能についてお尋ねします。
	佐々木議長	町長。
答弁	町長 （成田　隆君）	議会のことは、私はもう議員でありませんので、口を挟む余地はないし、そういう資格もないなと思っております。ただ、今新聞とかテレビで内容を知ったという話でありますけれども、私は取材すら知りませんので、また新聞も東奥日報をとっていませんから、今髙坂議員が指摘の内容につきましては聞いておりませんし、きのう３月１１日はちょうど３周年ということで、マスコミのほうはそういう部分で、担当課長から被災地である我が町の情報等を手に入れて取材したいということで、先ほど課長の答弁にありました枝葉をつけた部分があるのかなという思いがしており

		ます。 　ですから、私でもまだ詳しい情報は入ってこない部分を議会に説明できる段階ではないから、説明していないのかなという気がしておりますけれども、そういうことでご理解いただければと思っております。
	佐々木議長	次に、４番、楢山　忠議員。
質疑	４番 （楢山　忠君）	４番、楢山です。 　３１ページの２項の３目ですか、学校建設費の中の木ノ下小学校の太陽光発電設備について聞きたいんですけれども、一千幾らマイナスとなっていますけれども、安く上がることは、これは大変いいことだろうと思いますけれども、これ当初の予算は幾らで、設備面での縮小とか、そういうふうなものはなかったのかどうか、そこら辺を聞きたいと。 　それから、もう一つが３４ページの学校給食費、３目の給食材料費が１６７万２，０００円減額になっていますけれども、これはどういう理由で、材料が安く入ったのか、それとも生徒数が減少してきて、当初の思惑よりも少なくなっていっているのか、そこら辺を踏まえて回答いただければなと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 　学務課長。
答弁	学務課長 （堤　克人君）	それでは、お答えいたします。 　まず、１点目、木ノ下小学校の太陽光発電の経費の件でございますが、当初の予算額は５，５５４万５，０００円でございます。設備を削ったとかということではなくて、入札の結果、残が出たということで今回、事業も確定いたしましたし、減額手続をとったというふうなことでございます。 　それから、２点目、給食材料費の減の要因なんですが、これにつきましては、当初予算編成の段階で、大体年間２００日ぐらいを想定して、それに基づいて材料費の購入金額予算額を定めているところなんですが、実際その想定日数が減ってきていると、当初予定したよりも少ない日数だったとかというふうなことで、今

		回減にしたというふうな、それが大きい要因です。 以上です。
	佐々木議長	４番。
質疑	４番 （楢山　忠君）	木ノ下小学校の太陽光の件、当初の予算が５，０００万であって、それが１，０００万も削られるというのは、ちょっと考えにくい数字であるような気がするんですけれども、当初の、５，０００万ですよね。それは、完了検査とか、そういうふうなものは適切に行われたと考えていいわけですよね。そうであって、それぐらい減らしているんであれば、これはお見事というよりほかないと思うんですよね。もう退職なさるというからあれですけれども、ほかのほうの課に回してお願いしたほうがいいんではないでしょうか。 それから、給食材料費のほうなんですが、来年度は消費税等も上がっていくことになっていくだろうと思うし、どんどんふえていくというふうなことになるんではないかなと思いますけれども、減る分については、それも構わないことだろうと思います。ありがとうございました。
	佐々木議長	ほかにありませんか。 １４番。
	１４番 （松林義光君）	いや、質問ではありません。議会の運営の委員長として、ちょっと一言議長にお話ししたいと思います。 ボタンを押せば、それは意思表示ですけれども、我々議員も、私どもは議運で毎年、研修視察を行っております、開かれた議運をやるために。ですから、我々議員もやっぱり何番と言って質問したほうがいいと思います。 それから、議長ももっと目配りして、ボタンを押していますので、やっぱり事務局長もその辺を把握して、円滑に迅速に議会運営をしてもらいたいと思います。 それから、もう一点、３番議員が手を挙げないままに議長は３番議員と言っております。３番議員の意思表示をしてもらってから、私はやっぱり議長が発言を求めるべきだと思います。再質問

		２つ、したくなくても議長に言われると再質問せざるを得なくなるという状況になろうかと思いますので、その点よろしくお願いいたします。
	佐々木議長	どうも、ご忠告ありがとうございます。今後、気をつけます。 それでは、ほかにございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、第６款から第１２款までについての質疑を終わります。 以上で、歳出全款について質疑を終わります。 お昼のため１時３０分まで休憩いたします。 （休憩　午後　０時００分）
	佐々木議長	休憩を取り消し、午前中に引き続き会議を開きます。 （再開　午後　１時３０分）
	佐々木議長	次に、給与費明細書及び債務負担に関する調書並びに地方債に関する調書についての質疑を受けます。 ３７ページから４２ページです。 平野君。番号を名乗って。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 それでは、４０ページであります。４０ページの次、４１ページ、繰越明許費について質問いたします。 この１、２、３、４、５件ありますけれども、繰越明許費に……、（「何ページ」の声あり）ああ、説明書。（「３７ページから４２ページです」の声あり）ああ、こっち、議案でなく。
	佐々木議長	まだ終わっていません。一般会計。 質疑ございませんか。 はい、どうぞ。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番。 ３７ページの、その他の特別職が１２人減っていますけれども、どこの特別職が減ったのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

	佐々木議長	答弁を求めます。 行政管財課長。
答弁	行政管財課長 （田中富栄君）	それでは、平野議員にお答えをいたします。 今回、その他の特別職の減ったものについては、今回の補正予算のほうに都市計画審議会が今年度開催されなかったため、委員報酬を減額したため、人数としてマイナス１２人、１２人減額したことによって減らしております。ということでありますし、金額については報酬額が２２万２，０００円の減額ということで、給与明細書のほうも補正をしております。 以上であります。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番です。 そうすると、私はこの特別職の数というのは動かないんではないかなというふうな気が、これは簡単に言いますと、その都度都度、委員委嘱をしているのか、それとも一定の期間を設けて委嘱しているのか、それによってこの移動があるというふうなことになるんですか。 そうすれば、ちょっと金額的な移動は、これは増減はあって当然だと思いますけれども、人数が移動するということは、その特別職を委嘱する条件がそれぞれに違うというふうな形で解釈すればいいんですか、その辺ちょっと説明いただきます。
	佐々木議長	行政管財課長。
答弁	行政管財課長 （田中富栄君）	給付費の明細費につきましては、この予算書に登載されています給与費、報酬、給料、特別手当等についての原因、なぜ減ったかということで掲載しておりますので、委員としては当然委嘱をしておりますので委員数は減ってはいないんですけれども、給与費のところが減ったことによって、人数もその分の対応として減らしております。 以上であります。

	佐々木議長	はい。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番です。 いや、私はこれだと、ちょっと理解に苦しむんです。例えば、委員がそのまま変わらなくても報酬は減ったというふうなものであれば、ああ、この委員会が開催されないで報酬が減額になったというふうなものであればいいんですけれども、この減額になった分の組織された委員が何か失職したような理解をするわけです。 私はこれは、ただこれで本当に正しいのかなというふうな疑問を感じます。私だったら、このままこれは移動なしにして報酬の２２万２，０００円の減はこのままで出して、私はいいんではないかなと思いますけれども、この財政の担当の経験課長が多分結構いると思いますけれども、ほかの課長でもいいですからお願いします。
	佐々木議長	行政管財課長。
答弁	行政管財課長 （田中富栄君）	これまでも、そういう形で掲載をしてきておりました。議員がおっしゃるように人数としては、そのとおり委嘱しておりますので減ることはないんですけれども、報酬は開催しなければ減額ということで、こういう記載をしておりました。これについてはもう少し勉強して、記載がこれで本当に正しいか、今後また検討させていただきたいと思います。 以上で終わります。
	佐々木議長 （議員席） 佐々木議長	ほかにございませんか。 ＊＊なしの声＊＊ なしと認め、給与費明細書及び債務負担に関する調書並びに地方債に関する調書についての質疑を終わります。 次に、第２表、繰越明許費及び第３表、債務負担行為補正並びに第４表、地方債補正についての質疑を受けます。 議案書の４１から４３ページです。 ３番議員。

質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 ページ４１ページですが、第２表、繰越明許費についてお伺いいたします。 ここに５件、繰越明許費が計上されております。それぞれのこの明許費を設定した根拠について説明をいただきたいと思います。
	佐々木議長	答弁を求めます。 企画財政課長。
答弁	企画財政課長 （小向仁生君）	それでは、私のほうから総務費の企画費であります公共サインの整備事業についてをご説明いたします。 場所は、神明前の交差点の改良工事に伴う町が設置している下田小学校と表示された看板なんですが、これの道路工事に伴って移設が必要になりました。しかし、国交省の通達でもって、冬期間については通行どめを要する工事は差し控えていただきたいというふうなことだったので、雪解けを待ってというふうになりますと、４月に越えてから移設の工事が始まるというふうなことなので、やむなく繰り越しをしたところであります。 以上です。
	佐々木議長	町民課長。
答弁	町民課長 （柏崎正光君）	それでは、子ども・子育て支援システム導入事業の繰越明許費につきまして、ご説明いたします。 平成２７年４月施行予定の子ども・子育て支援新制度による保育の必要性の認定や、施設事業者の確認、施設事業者からの給付費の請求に対する審査・支払い等と、国の構築する全国総合システムとの情報連絡など、新たな事務処理を行うための情報システムの開発、構築業務を委託する事業でありますけれども、青森県では安心こども基金活用事業として、今年度において事業費の１０分の１０を市町村に対し補助することとしました。これを受けまして、当町では新たなシステム構築に係る委託業務について、国から示された業務概要資料をもとに委託料を平成２５年９月補正で予算化したところです。

		しかし、国からのシステム導入に伴う業務の詳細がなかなか示されないため、発注できないでおりました。このたび、国からの詳細が示されましたので、今年度中に契約を行いまして平成２６年度中の業務完了とするため、繰り越しするものであります。 以上です。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	それでは、明許費の３番、４番、５番について私のほうから回答させていただきます。 まず、消防費のほうの百石道路避難階段等整備事業につきましての繰り越しの理由でございますが、百石道路の所有者である機構側と、管理する側のネクスコとの施設にかかわる占用協議に大変時間を、調整等に時間を要したため、今回は７月に契約した実施設計分を繰り越しするという形になります。 それから、次の津波避難タワー建設事業についてでございますが、繰り越しの理由は、事業の可能額通知をいただきまして事業を進めていましたが、調査地点、いわゆる建物を建てる地点の協議、調整に時間を要したため、今回は地質調査と実施設計分の事業費を繰り越すという形になります。 それから、松原地区避難階段等の整備事業についてでございますが、これも復興庁事業でございますが、事業の可能額通知はいただきました。事業を進めている中で、調査地点との協議、調整に時間を要したため、繰り越したという形になります。
	佐々木議長	３番議員。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 私は、この予算のつくり方について財政課長からお聞きしますけれども、今理由を問いましたけれども、この繰越明許費にあっては、その年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをして使用できることというふうなことで、この議案の中に盛ってありますけれども、ではその設定の仕方なんですが、こういうふうな理由というのは本当に当たるのかなというふうな、私疑問を持ったわけで

		す。 　経費の、例としては、突発的事故の発生や思わぬ災害等によって工事に支障を来し、年度内に完成が困難であるというふうな予想をされるような場合に、当該事業に要する経費を未執行残として改めて翌年度歳出予算に計上するというふうなことであるんだけれども、これらについてはその突発的な事故とか災害とかに本当に関連しているのかなと。全くその事務的に処理がおくれたり、そういうふうなものだけの理由で繰越明許をするというふうな考え方が、非常に安易ではないですか。予算をつくるほうの担当課長として、どうですか。私は、これで本当にいいのかなというふうな気がします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 　企画財政課長。
答弁	企画財政課長 （小向仁生君）	お答えいたします。 　確かに「予算の見方・つくり方」の中では、そのような文言を用いて説明を加えておりますけれども、ただ、しからばこの理由でもって契約を既に済ませてあるものを、これを翌年度に繰り越さないというふうな措置をとるとなると、それはそこで契約をしないということになりますので、破棄ということになりますので、違約金等も発生するかというふうに思います。そういう意味では、事務の遅滞というふうなことというふうなことで指しますけれども、必ずしもその部分ではなくて、あくまでも事故というふうなことで、これも該当するのかなというふうに思っております。そういうことで、適切な繰り越しの処理の仕方だというふうに考えております。
	佐々木議長	３番議員。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 　私は、そういうふうな考え方自体が間違っていると。本来、ちゃんとそれなりに契約をして予算をとって執行すれば、こういうふうな事態が起こらないわけで、事故とかそういうふうなものというのは突発的な、そう全く予想しない、そういうふうなものが

		あって、いろいろなところで業務がふえてどうにもならない、それから事業執行ができる状況にない、そういうふうなものがあって初めて、この繰越明許の部分というのはできるんではないですか。 　私は、事務方のほうの都合のいいような形で、このこういうふうな繰越明許を設定するというふうなものであれば、全く私たちが予算を決めた部分とは何ですか。年度内でちゃんと執行するから、私らは予算を決めているわけで。本当にそういうような考え方でいいのですか。 　私は今までの当初予算、補正予算を決めてきましたけれども、執行する側がそういうふうに考え方が甘いというふうなものは、議会軽視ではないかと私は思います。３回目ですから、私の言っているのがおかしいというふうなものであれば、答弁お願いします。
	佐々木議長	副町長。
答弁	副町長 （西館芳信君）	事務方の都合で云々ということでは、あるわけはないですよね。単年度で執行するというのは、これは原則だし、これはあくまでもこれに沿ってやりたい、やらなければならないというふうな、みんなそういう思いで仕事をしております。 　しかし、原則は原則であって、やっぱりそれがかなわないということがある、そして法令もそれを許しているということで、この５つの事業は何よりも財源がはっきりと確保されていると、そしてまた、これが確保されていることによって、その事業の不安定さというのはないんだと、明らかにやれるというふうなことで、その弊害というものが極力ないということで、こういうふうにして繰越明許ということで、私も判断していいということにしております。決して私どもの都合でやっているんではない、仕事は相手方があって、そして進むものだというふうな前提であるならば、多少のことは理解していただきたいというふうに思います。
	佐々木議長	ほかにございませんか。 １番議員。

質疑	１番 （髙坂隆雄君）	１番です。髙坂です。 ４１ページの繰越明許費のところでお尋ねをします。 平野議員が質問なさったのと、ほぼ似ている内容なんですが、私はこの５つの中の１点、消防費の津波避難タワー建設事業７，６５０万、ここのところでお尋ねしたいんですが、今の副町長の答弁ですと、予算もついたしやれるんだと、やる方向で進めてきたんだと、事務方の一方的なそういうものではなくてというお話だったんですが、ということは、これは最初から２年計画で進める予定だったんですかというのを１つお尋ねします。 それから、担当課長は津波避難タワー建設事業可能額通知が来たと、そして今は地質調査をしているんだと、それからタワーの建設場所をお尋ねしたときには、場所はまだ決まっていないんだと、こういうお話でした。場所は決まっていないけれども、地質調査を今している最中ということですが、それで、ではどういう津波避難タワーが建つのか、どの場所に建つのか説明があったのかとお尋ねをすると、いや、２４年の１２月に説明したというお話ですが、それ以後説明がなかったように私は思うんです。 町の防災について大事な事業をするときに、大きな事業をするときに、議会に説明もしない、意見も聞かない、または意見はたびたび心配して各議員がおっしゃってはいるけれども、なかなか取り入れない。要するに、一方的に行政側が、というか担当課がというか、進めてきた結果が今のこの繰越明許にもつながってはいやしないかと、こう思いますのでお尋ねします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	まちづくり防災課長です。 お答えいたします。 まず、１点目の２カ年事業なのかというご質問ですけれども、私どもは当初このタワーをつくるに当たり、２５年度で調査、設計、そして２６年度で工事を開始して、本体工事は当然２カ年になるだろうという予定を立てて、これまで復興庁との協議を重ねてきました。その中において、このタワーに関する調査地点、これについて我々が、これまでつくってきた震災復興計画並びにま

		ちづくり検討会を発足して、ワークショップなどを含めた形の住民からの吸い上げも含めた津波避難計画等も含めて、矛盾がないかどうか精査され、その中にあって調査地点が妥当であるかということを復興庁からのヒアリングで、調査その他指導を受けた結果で今回の調査地点が認められたということで、入った時点が遅くなったというのが大きな原因でございます。２カ年でとか３カ年ではなくて、あくまでもこういう原因があって調査着手におくれたということでございます。 　それから、説明不足ということに関しましてですけれども、私どもとしては２４年の１１月の全協で、たしかお話しさせていただいた記憶があるんですが、それと一般質問の説明、そしてその段階における最大の提示内容でお話ししたつもりでございます。申請段階で、全て精査が整った計画で説明をできればよかったんですけれども、復興庁の指導の中において修正等を余儀なくされ、計画に矛盾がない時点ででは、この時点では調査、設計いいですよと、あるいは調査、設計が上がった時点で、まだこの辺が検討を要するなどと、一挙手一動について復興庁のヒアリングや指導があるものですから、それらのものに時間をとても要しているというのが現状でございます。その時点その時点で精一杯の説明をさせていただいたつもりですが、全体計画をもとにきちんと詳細な説明が、資料を提出できれば一番よかったんですけれども、何分、私ども主体的な考え方で提示できる資料ではないものですから、その辺をご理解いただければと思います。
	佐々木議長	１番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	１番、髙坂です。 　町の防災をどうするのかということで手段として、対策として、るるあると思います。そのうちの１つが、この津波避難タワーだったり避難道路だったり避難ビルだったりするとは思うんですが、町の防災をどうするかというところでもって、いろいろな意見がある中で、もうこれをやるんだというありきの方向で進んだ一面がありはしないかなと思うんです。 　私はもう午前中の質問では、津波避難タワーの建設場所についての質疑の中で新聞報道されたよと、テレビ報道されたよと、議

		会としてこれでいいのかというお尋ねもしました。議会軽視ではないかという言葉も使いました。先ほど平野さんも、議会軽視ではないかという話もありました。こういう進め方で本当にいいんでしょうか。担当課長として、もう一度お願いしたいと思います。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （中野重男君）	お答えをいたします。 防災課として、当然議員ご指摘のとおり町全体の防災計画がどういうふうな形なのかという視点から復興計画などを立案し、その復興計画の中身に具体的に個別の事業を立ち上げていって、最終的に実働訓練までいけば、ソフトとハードが一体となった防災計画ができ上がるというイメージで今進めているところです。 当然ながら、私どもが主導だということでは成り立たないということはわかっていますが、その中に復興庁からの指導は住民目線あるいは住民からの意見、それが積み重ねが一番重要ですよということは再三指導を受けているところであります。それらも受けてワークショップなど、津波浸水地域の皆さんと一生懸命お話をさせていただきながらソフト面あるいはハード面、百石道路、それから松原地区の、あるいは避難タワーの、それから避難表示もそうですが、それらの積み重ねをして復興庁なり、あるいはお願いをして、ハードの事業をさせてくださいということでやっております。 あくまでも私どもは、それらの手法、復興庁の交付金の趣旨に沿った形で事業を展開し計画をして、お願いをしている立場ですので、町が主導して、町がこういうふうにするべきだという考え方は毛頭ございません。あくまでも積み重ねや協議をして、できることの、あるいは命を守るために最低のお金で何とかいい方法をということで今回も、その視点で進めてきたつもりでございます。 以上です。
	佐々木議長	副町長。
答弁	副町長	今の答弁、私の思いをもうほとんど１００％話しているんです

	（西館芳信君）	が、補足させていただきます。 　復興事業というのは当初から、もう各自治体、復旧という段階から内容、それからスピード、これはもう競争でした。いついつまで、今は朝何時まで行っているか知りませんけれども、１時からもう６時ころまでもうともかく競争、早く示してくださいと、前の答弁でも使いましたけれども、思いつきでもいいから示してくれというふうなことで、ほかと競い合って出したようなことで確かに議会の皆さんにいろいろな細かいところまで示す、いろいろないとま、余裕がなかったということはあるかもしれません。 　ただし、折々につけて説明したつもりですし、たった１つ意識的に、その避難タワーの場所ということだけについては、これはなるべく早く出さないようにしてきたと、それ以外のことについては全く隠すとか、そういうことではなくて、もう事業の進展そのものが、そういうふうな極めて余裕のない中で進められてきたというふうなことがあるということをつけ加えさせていただきます。
	佐々木議長	１番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	髙坂です。 　復興庁が早く早くということで、どんどん競い合って早くしたんだというお話ですが、なればこそ決まったものからどんどん早目に事業を進めていって、繰越明許のないようにすればいいのかなと私なんかは思います。 　それから、先ほど担当課長は広く町民から意見を募るようにというお話があって、ワークショップをやったということでした。であれば、我々だって町民の代表でここにいるわけですよね。議員として多くの方から意見なりを伺いながら、我々の意見も交えながら発言もしているわけですから、議会とのやりとりが非常に薄いような感じがするんです。ですので、たびたび質問をするんですけれども。 　特に今回の町長選挙の争点の１つには、防災ドームをつくると掲げた三村候補もおりました。大きく、この津波避難タワー、もしくは防災に向けての防災ドームの建設に当たって、政策が大きく変わる可能性もあると思うんです。ですからこそ、選挙が終わ

		った後の、この間の日曜日の新聞報道なり、きのうのＮＨＫの放送なり、何でこのタイミングなのかなと思ったものです。 　やはり、もっともっと行政は行政で責任があって執行するわけですから、それは全然認めますので、ただし議会とのやりとりをきちっとしたほうがよろしいかなと思います。もし感想があったら、どうぞよろしくお願いします。
	佐々木議長	副町長。
答弁	副町長 （西館芳信君）	今、期せずしてドームということについて出まして、何か今までのやりとりの縮図を見たような思いがいたします。 　ドームということ、例えば防災ドームということについて、果たして私たちが何も今までしてこなくて、三村候補が思いかねてドームというのを出したのかというふうなことか云々か、その辺はちょっと判断ができませんが、最初は私どもも防災ドームという観点で国と折衝してきましたし、いろいろなそれにかかわる補助金等はないのかなということで、いろいろ各課、これも探してみました。 　しかし、どうしても該当しないと、そして当面、防災ということでは予算づけは難しいだろうということで、それでそこを変えて今度は多目的ドームというふうな言葉でやったということで、そういうふうな経緯、皆さんがというか、町民の方々が町のほうは何もしていないのかなということではなくて、我々やっているんだけれども、そういうふうなことで出てきたということで、その辺の経過というか、なかなか説明する機会もなかったんだけれども、そういうこともまた情報不足でそういうふうなこと、すれ違いがあるのかなというふうなことで、やることは、私たちの思いは、やっているんですよと、ただその裏の裏の全部までが浸透し切れないでごめんなさいというふうな思いが残ります。今の髙坂議員の話を聞いて、そのようなことをふと思ったので言わせていただきました。
	佐々木議長 （議員席） 佐々木議長	ほかにございませんか。 ＊＊なしの声＊＊ 　なしと認め、第２表から第４表までの質疑を終わります。

		以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１３号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第４、議案第１４号、平成２５年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
当局の説明	環境保健課長 （小向道彦君）	それでは、議案第１４号についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額から９，６５３万５，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億４，９７２万７，０００円とするものであります。 歳出の主な内容につきましては、精査により一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費を減額し、額の確定により高額医療費共同事業拠出金を減額するものであります。 歳入の主な内容につきましては、国からの療養給付費等負担金と、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金及び国保連合会からの高額医療費共同事業交付金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。

		３ページから６ページまでです。 質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。 次に、歳出全款についての質疑を行います。 ７ページから９ページです。 ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１４号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第５、議案第１５号、平成２５年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
当局の説明	学務課長 （堤　克人君）	それでは、議案第１５号についてご説明を申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６万４，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を１，５６４万４，０００円とするものでございます。 その内容について申し上げますと、歳入におきましては寄附金を１６万４，０００円増額いたしますほか、貸付金収入も８５万３，０００円増額いたします。それに伴いまして、基金繰入金を減額調整するものでございます。 一方、歳出におきましては基金積立金を１６万４，０００円増

		額するものでございます。 以上です。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 １３ページから１４ページです。 質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１５号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第６、議案第１６号、平成２５年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 （倉舘広美君）	議案第１６号についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ７８１万３，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億５，２９４万１，０００円とするものであります。 その内容は、歳出では、全般にわたる事務事業等の精査により所要額を減額するほか、事業費の確定に伴い馬淵川流域下水道事

		業費負担金を減額し、歳入では受益者分担金及び負担金、一般会計からの繰入金などを追加し、公共下水道使用料及び公共下水道事業債を減額するものであります。 　また、第２表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込みにより借入限度額を補正するものであります。 　以上であります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 　これから質疑を行います。 　質疑は、事項別明細書により行います。 　第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 　１７ページから２１ページです。 　質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。 　次に、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。 　質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。 　次に、第２表、地方債補正についての質疑を受けます。 　議案書の５３ページ。 　質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、第２表についての質疑を終わります。 　以上で、本案についての質疑を終わります。 　これから討論を行います。 　討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 　これから議案第１６号について採決いたします。 　本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊

	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第７、議案第１７号、平成２５年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 （倉舘広美君）	議案第１７号についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ８４万３，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１，５３１万円とするものであります。 その内容は、歳出では事務事業等の精査により所要額を減額し、歳入では受益者分担金及び一般会計からの繰入金を減額するものであります。 以上であります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 ２９ページから３１ページ。 質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１７号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊

	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第８、議案第１８号、平成２５年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
当局の説明	介護福祉課長 （松林泰之君）	それでは、議案第１８号についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ１１６万５，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億３，４３０万７，０００円とするものであります。 歳出の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書３６ページをお開きください。 １款１項総務管理費は、４月からの消費税増税に伴い居宅サービス区分支給限度額が改正されることから、介護保険システムの改修経費の計上であります。 ４項介護予防支援事業費は、要支援者の介護予防プラン作成業務委託料の増額であります。 次に、歳入についてご説明をいたします。 ３５ページをお開きください。 ３款２項国庫補助金は、介護保険システム改修に伴う補助金であります。 ７款１項一般会計繰入金は、事務費等であります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 ３５ページから３７ページ。 質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。

		以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１８号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第９、議案第１９号、平成２５年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
当局の説明	環境保健課長 （小向道彦君）	それでは、議案第１９号についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ７８４万３，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５，２０２万８，０００円とするものであります。 歳出の内容につきましては、保険料負担金の増と保険基盤安定金の確定により、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。 歳入の主な内容につきましては、特別徴収保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を追加するものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 第１表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 ４１ページから４２ページ。 質疑ございませんか。

	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第１９号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第１０、議案第２０号、平成２５年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
当局の説明	病院事務長 （山崎悠治君）	病院事務長。 それでは、議案第２０号についてご説明申し上げます。 本案は、当初予算の第３条に定めました収益的収入及び支出の既決予定額から１，９９６万２，０００円を減額し、予算の総額を９億２，０８６万５，０００円とするほか、第４条に定めました資本的収入の既決予定額から１，０９０万円を減額し、収入予算の総額を４，１５７万２，０００円とし、資本的支出の既決予定額から９２７万８，０００円を減額し、支出予算の総額を６，４９０万２，０００円とするものであり、資本的収入の不足額２，３３３万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。 また、第５条に定めました企業債では、限度額を変更するものであります。 それでは、その内容について概要を簡単にご説明申し上げます。 補正予算説明書４３ページをお開きください。 まず、４３ページの入院収益でございますが、こちらのほうは当初予算で見込みました入院患者数の減によりまして、２，６７

		８万２，０００円を減額しております。 外来収益につきましては、同じく患者数は減ってはきておりますが、１人当たりの診療費が増加しているための追加補正でございます。 それから、公衆衛生活動収益でございますけれども、こちらのほうの予防接種では、小児科の診療日が派遣元の労災病院の医師の都合によりまして、月４回から２回に減ってきております。これに伴う各種予防接種、そのほかに中高生の麻疹、風疹、子宮頸がんのワクチン、これらの減による予防接種の減による減額であります。 続きまして、４４ページでございますが、５目のその他医業外収益でございますけれども、こちらのほうでは今回の医療訴訟に伴う医療事故保険金として５５０万円を追加しております。 次に、８目の訪問看護ステーション収益の訪問看護療養費でございますけれども、こちらのほうは介護保険以外の医療保険分、こちらの利用者が増加したための追加の計上でございます。 次に、４５ページでございます。 こちらのほうの２目材料費につきましては、当初見込んでおりました入院患者数の減により、薬品、診療材料等を減額してございます。 次に、４６ページをごらんいただきたいと思います。 こちらのほうでは、委託料として医療事故訴訟委任委託料、こちらを２００万円追加計上しております。この内訳といたしましては、既に支払いしております経費もございますが、着手金１２０万円、弁護士の報酬といたしまして１９７万３，０００円、それからこちらに来る日当、交通費、通信費、コピー代、これら等を含めて４８５万円ほどの弁護士費用が発生しておりますが、その差額分としての委託料を今回追加計上しております。 それから、同じく１８節の補償金でございますが、こちらは今回の和解に伴う損害賠償金の額である和解解決金として、３５０万円を計上しております。 次に、４７ページでございますけれども、こちらの１目の企業債の利息でございますけれども、こちらのほうは当初見込んでおりました起債の借入予定利率、これが実際の借入率が低くなったこと、当初予算では１％を見ておりましたが、０．３８％となっ

		たための減額でございます。 それから、６目の修学資金の貸付金１４０万円の減額でございますけれども、こちらのほうは昨年８月、弘前大学医学部に４月に入学した当町出身の学生が、当院の修学資金借り入れの申し出がありましたが、その際すぐにでも借り入れしたいとの希望があったため、９月の補正予算に追加計上したところであります。しかしながら、３月補正予算の編成時までに借り入れの申し込みがなかったため、予算を削減したものであります。このことにつきましては昨年の１０月の時点でも確認しましたが、その際には借り入れを検討しているとのことでありました。そして、今月に入り再度確認したところ、これから借り入れの申請をしたいということの説明でありまして、今後関係する申請書類等が提出された後に審査をいたしまして決定したいと考えております。 次に、４８ページでございますけれども、こちらは起債の事業費の確定による起債の減額、借り入れの減額であります。 ４９ページにつきましては、有形固定資産の器械備品購入費につきましては、医療事務システム等の入札による減に伴う予算額の減額でございます。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案については、議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。 議案書は６３ページ、実施計画は４３から５１ページです。 質疑ございませんか。 平野議員、３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 今、説明があったんですけれども、予算書のほうですけれども、先般のこの説明ですと、このページ数でいけば４６ですけれども、予算書のほうの。今、説明を聞いていますと和解金が３５０万、これから予算が通れば、それぞれ和解する書類を作成するというふうな説明でありましたが、前に事務長は保険で全額補填されるというふうな説明もあったんではないかなというふうに、私が聞

		き違いであったかどうかわかりません、そこを確認すると同時に医療事故訴訟委託料が２００万、そして今、和解金が３５０万、この分が盛られておりまして、そのほかに今の説明ですと弁護士費用の着手金が１２０万に報酬が１９７万幾らですか、あと事務的な経費等が４８５万、合わせて４８５万だったんだか、そこのところはちょっとよく理解できませんけれども、その部分については収入のほうに盛られていないなというふうに私、保険の入ってくるのが、確定してからこれは予算計上する見込みなのか、ここら辺ちょっとよく、これを見てわかりませんので説明お願いします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 病院事務長。
答弁	病院事務長 （山崎悠治君）	病院事務長です。 それでは、お答えいたします。 ただいまの質問の保険金のことでございますけれども、歳入のほうでは４４ページの５目のその他医業外収益、こちらのほうに医療事故保険金として５５０万円を計上しております。そのうちの３５０万円が解決金、２００万円が委託料という振り分けとなっております。 そして、弁護士費用でございますけれども、こちらのほうはトータルで４８５万円ほどの支出になりますが、既に２３年、２４年で支払いしているものもありますので、今回は当初予算をとっておいた金額に２００万円をプラスして報酬、残りの日当、交通費等を支払う予定としております。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 そうすると、今、収入のほうではわかりました。５５０万、３５０万と、それから訴訟の委託料２００万、それからこの欠損が２３年、２４年で支払ってきているものもあるというふうなことで、私は保険で丸抱えされるような理解をしたんですけれども、

		そうすると、病院の経費からも支出をされているというふうな解釈をしていいでしょうか。 　病院の場合ですと保険を、医療事故については保険に加入して高額な保険金を払っているわけで、特に今回の場合は医師の医療過誤がないというふうなことで、事務長から説明をいただきましたし、そういうふうなものであれば、この病院の一般経費を支出するというふうなことは、なじまないんではないかと。保険を掛けているわけですから、全て保険で補塡されて当たり前ではないかなと思いますが、この金額的な差額等がもし説明できたらお願いします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 　病院事務長。
答弁	病院事務長 （山崎悠治君）	それでは、質問にお答えいたします。 　ここに先ほど説明いたしました着手金、報酬、弁護士の日当等、交通費等でございますけれども、それとこの和解解決金でございますが、全て損害賠償保険金で賄うこととなっております。 　以上で説明を終わります。
	佐々木議長	３番。
質疑	３番 （平野敏彦君）	３番、平野です。 　そうすれば、今のこの５５０万支出で出ている、そして収入で５５０万見ておりますから、今そのほかの弁護士費用等については少なくとも２２、２３年度の時点で精算をしていると、保険が入っているというふうなことで解釈していいわけですか。
	佐々木議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 （山崎悠治君）	ただいまの質問にお答えいたします。 　その都度、発生している経費は、その年度で弁護士のほうに支払いし、その費用を保険金で歳入として既に決算で入れて処理しております。 　以上で説明を終わります。

	佐々木議長	ほかにございませんか。 １番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	１番、髙坂です。 ４８ページ、４９ページのところでお尋ねをします。 資本的収入及び支出でありますが、ちょっとわからない部分があるので教えていただきたいんですが、昨日は議案８号から１０号まで可決されて通ったわけですが、資本金と資本剰余金の違いというか、資本剰余金はどういうふうにして生まれるのか、そこまでお知らせください。
	佐々木議長	答弁を求めます。 病院事務長。
答弁	病院事務長 （山崎悠治君）	病院事務長です。 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。 まず、資本金でございますけれども、資本金は町から起債の償還のために充てた繰入金、これが資本金に積み重なっていっております。 そして、資本剰余金でございますけれども、こちらのほうは国の医療機器を整備する、あるいは建物等を建てた、あるいは改修した際に国から交付される補助金、県から交付される補助金、あるいは町からそういう目的で交付された繰入金、これらが資本剰余金として計上されていきます。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	１番。
質疑	１番 （髙坂隆雄君）	今後のことについて少しお尋ねをしたいんですが、議案の２８ページには議案９号の中で提案理由が減価償却を……、下から３行目です。減価償却を行わなかった部分に相当する部分ということで４，２００万なりが処分されておるんですが、要するにこの減価償却を行わなかった部分がほかにも、その資本剰余金の中に他にも含まれているのか、もしそれを積み上げて計算していると

		すると今後同じような処理を多分すると思うんですが、総額でどれくらいになっているのかお知らせください。
	佐々木議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 （山崎悠治君）	議案の１２１ページをごらんになっていただきたいと思うんですけれども、総額では今まで国庫あるいは県費、これらで収入として入った金額は約３億６００万ほどございます。 それで、減価償却をしていく中で、もう既に台帳上存在しないもの等、これらは今回の対象にはなっておりませんので、それでこの台帳に残っている金額が、今の資産の撤去による４，２４９万８，０００円、これを補塡した後の残った分が２億４，６１１万３，４４４円ということになりますので、この部分が補助金に相当する金額になります。 それで、今度、では次年度からはどうなるかといいますと、これが留保資金、今度からは……、ちょっとお待ちください。済みません、お待たせしました。今度からは長期前受金というところに補助金等が計上されていきますので、今の会計処理に基づいて会計基準の見直しに基づいて振りかえ処分するというのは、今回で終わりということになりますが、剰余金もここで全てなくなるような格好でございます。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	ほかにありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第２０号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程終了の 告知 散会宣告	佐々木議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。 これで、本日の会議を閉じます。 あす１３日は午前１０時から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。 本日は、これで散会いたします。
	事務局長 （袴田光雄君）	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 お疲れさまでした。 （散会時刻　午後　２時３５分）